

◆◆◆————— 2024.12.13-2 ———◆◆◆

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
メールマガジン No. 1259

◆◆◆

本日はメルマガを 2 回に分けて配信しています。

.....【お知らせメニュー】.....

1. ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会（第 6 回 R6.12.2）

一厚労省、中間整理を大筋でまとめた人材確保や負担軽減の施策を盛り込む

【記事作成：介護ニュース Joint】

□厚生労働省は 2 日、ケアマネジメントをめぐる目下の様々な課題と向き合う検討会を開催し、当面の対策の方向性を描いた「中間整理」を大筋でまとめました。ケアマネジャーの人材確保や負担軽減が柱で、次の 2027 年度の制度改革・報酬改定に向けて更に具体的な検討を進めています。

対策の 1 つは法定研修の見直しです。厚生労働省は受講者の負担が大きいことが課題だと指摘し、「可能な限り経済的・時間的負担の軽減を図る」と明記しました。

具体的には、全国統一的に実施すべき内容の研修コンテンツを国レベルで一元的に作ったうえで、それをオンラインでいつでも受講できるオンデマンド化を進める方針を打ち出しました。更新研修についても同様で、次の更新までの 5 年間にそれぞれのペースで受講していく仕組みとする意向を示しました。

◆ 実務研修受講試験、受験要件緩和へ

また、厚生労働省は今回の「中間整理」に、実務研修受講試験の受験要件を緩和する方針も盛り込みました。現行では、保健・医療・福祉の法定資格に基づく業務、または一定の相談援助業務に就いた期間が通算 5 年以上の人などが受験できますが、対象資格と実務経験年数の双方を緩和する構えをみせています。

厚生労働省は対象資格について、「ケアマネジャーに求められる専門性を勘案し、資質として相談援助技術が重要な要素を占める資格を中心に追加を検討する」と記しました。一方の実務経験年数については、「一定の要件を満たす場合に限り見直す」と記載しました。

厚生労働省はこのほか、就業中のケアマネジャーへの支援や潜在ケアマネジャーの復職支援も打ち出しています。前者については、「他産業・同業他職種に見劣りしない待遇を確保する」と明記し、カスハラ対策を含む労働環境の改善も図ると記載しました。後者については、再研修の負担軽減や柔軟な勤務体制の設定などで復帰しやすい環境を整備する意向を示しました。

◆ 法定業務以外の業務は地域全体で協議を

厚生労働省は今回の「中間整理」で、以前より広くなったケアマネジャーの業務範囲のあり方にも言及しています。

既存の業務を①法定業務、②保険外サービスとして対応しうる業務、③他機関につなぐべき業務、④対応困難な業務－の4つに分類したうえで、②～④の業務については、地域課題と位置付けて対応していくべきと指摘。市町村が主体となり、関係者間の協議を通じて必要な社会資源を地域の実情に沿って創出するなど、支援が途切れない体制を地域ごとに検討すべきとの考えを示しました。

厚生労働省は今後、こうした地域ごとの体制づくりを市町村などに要請していく方針です。地域課題をケアマネジャーに任せきりにしない、という共通の認識を全ての関係者が持つことも重要だとして、理解促進・啓発に力を入れる意向も示しています。

◆ 柴口会長「多様な課題を解決し、介護支援専門員の人材確保を」

当協会より構成員として出席した当協会の柴口里則会長は、「介護支援専門員の人材不足は非常に危機的状況で、数年後にはより深刻になると予測される。シャドーワークは無報酬かつ日常業務を圧迫するもので、このことが業務内容と賃金の不均衡を生む大きな要因になっている」と問題を提起しました。

続けて、「法定研修のあり方についても継続的に議論し、時代に応じた内容や方法を積極的に取り入れていくべき。これらの多様な課題を丁寧に解決していくこ

とで、介護支援専門員の人材確保は促進されると思う。そのためにも行政機関や各団体と介護支援専門員とが連携し、地域の課題を解決するための取り組みを推進させていきたい」と述べました。

そのうえで、「当協会としては今後、これまでの検討会でもお伝えした『賃金』、『労働環境』、『やりがい』という3つの重要な視点から対策を進めていただきたいと考えている」と提言。「特に処遇や業務負担の問題については、介護支援専門員が魅力ある職業と思われるよう、国だけでなく都道府県や市町村の理解と協力が必要だ。当協会としても、介護支援専門員が誇りを持って、地域の中で専門性を活かして活躍できる環境を作っていくために、引き続き努力していく」と決意を述べました。

▽▼第6回検討会資料はこちらから（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46375.html

▽▼12月12日付で「中間整理」の確定版も公表されました

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_47047.html

現在募集中の研修等（詳細はリンク先をご確認ください、一部、要ログイン）

□小規模多機能型住宅介護ケアマネジメント実務の手引き研修

<https://www.jcma.or.jp/?p=784792>

□ご登録アドレスについて

- ・メールアドレスの変更等、会員情報に関しては下記ページにて承っております。
(会員専用 My ページ>会員情報の変更)
https://www.jcma.or.jp/?page_id=28
 - ・配信先をスマートフォンや携帯電話、パソコンのメールアドレスに設定する等、受信する環境によって使い分けていただくことを推奨します。

- ・システムの都合上、同じメールアドレスで複数の方が登録されている場合、ご登録いただいた人数分が配信されてしまいます。できましたら、個人アドレスへの変更をお願いします。

□メールマガジンについて

- ・メールマガジンのバックナンバーは、ホームページの会員専用 My ページに掲載しています。
- ・メールのレイアウトが崩れて見える場合は「MS ゴシック」や「Osaka 等幅」など等幅フォントでご覧ください。
- ・本メールの送信アドレスに、返信やお問い合わせを頂いてもご返答することができません。ご不明な点・ご質問などございましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

発行：一般社団法人 日本介護支援専門員協会

メール info@jcma.or.jp

ホームページ <http://www.jcma.or.jp>

Facebook ページ <https://www.facebook.com/caremanager.japan/>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目11番地 金子ビル2階

TEL.03-3518-0777 FAX.03-3518-0778

◆個人情報保護方針について

<https://www.jcma.or.jp/?p=5291>
